

## 「MICE割引運賃」利用規定

MICE割引運賃は、札幌市と株式会社AIRDOが締結した「札幌市の観光・MICE振興に関する連携協定」にもとづき、札幌市のMICE誘致の促進を目的として株式会社AIRDOが提供する割引運賃です。MICE割引運賃の利用条件は、以下のとおりです。

### 1 適用路線

株式会社AIRDOが別に設定する往路札幌着、復路札幌発の各路線  
(ただし、片道のみ利用も可能)

### 2 適用となるMICE

MICE割引運賃を適用するMICEは、次の(1)に掲げる区分のMICEのうち、(2)の要件を全て満たすものをいいます。

#### (1) 区分

MICE割引運賃の適用となるMICEの区分は以下のとおりです。

	区分	説明
M	企業等の会議 (Meeting)	特定の企業、団体等が主催する会議
I	企業等の行う報奨旅行 又は研修旅行 (Incentive Travel)	企業や団体等が実施する報奨旅行、研修旅行、視察旅行、慰安旅行、招待旅行その他これに準ずるもの
C	国際的又は全国規模の 会議、総会等 (Convention)	海外又は国内の企業、団体、自治体、政府機関等が主催する学会、総会、集会、大会、会議等で、国際的規模、全国的規模その他これに準ずる規模で開催されるもの
E	展示会又は見本市 (Exhibition/Event)	イベントおよび展示会全般で、国際的規模、全国的規模その他これに準ずる規模で開催されるもの

#### (2) 要件

- ① 札幌市内の施設を利用する、又は、札幌市内に1泊以上滞在するもの。
- ② 参加者総数が20名以上、かつ、北海道外からの参加者が10名以上のもの。
- ③ 開催期間が1日以上のもの。

※ ただし、上記①～③の要件をすべて満たす場合においても、MICEの主催者、運営者又は参加者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる場合には、MICE割引運賃の適用対象とはなりません。

### 3 適用対象者（利用者）

(1) M I C E割引運賃を利用することのできる方は、以下のとおりです。

ア 主催者

イ 運営者（M I C E全般の運営管理に関わる者。）

ウ 会議、報奨旅行等の参加者

エ 見本市、展示会、商談会等の出展者又はバイヤー企業

オ 出演者又は出場者

カ 来賓、招待客等

キ 上記の他、これらのものの二親等以内の親族又は介助者等の同伴者、通訳者

ク その他、M I C E割引運賃を適用することが妥当と認められる者

※ 不特定多数の方が観戦、観劇、観賞するためのイベント、展示会等の来場者、観客については対象外とします。

(2) 上記のほか、適用対象となるM I C Eの主催者、運営者その他主催者が特に認める者で、当該M I C Eの開催又は開催地検討のための事前の視察、打ち合わせ等で札幌を訪れようとする者は、M I C E割引運賃を利用することができます。

### 4 利用の流れ

(1) M I C E主催者・運営者（以下「申請者」という。）は、公益財団法人札幌国際プラザコンベンションビューロー（以下「コンベンションビューロー」という。）の公式ウェブサイトに掲載されている申請フォームより、M I C E割引運賃の利用申請を行ってください。

(2) (1)の申請内容について札幌市が審査を行い、M I C E割引運賃を適用することが適切と認められた場合、コンベンションビューローから「運賃利用承認コード」（以下「利用コード」という。）が発行されます。

(3) 申請者は、利用者に対し利用コードを通知してください。

(4) 利用者は、A I R D Oの公式ウェブサイト、予約・案内センター若しくは空港カウンター又は旅行会社にて予約・購入を行ってください。

(5) 利用者は、搭乗日当日、空港のA I R D Oカウンターにて利用コードを係員にお示しのうえ、指示に従って、搭乗手続きを行ってください。

### 5 申請受付期間

M I C E主催者からコンベンションビューローに対して行うM I C E運賃の適用に係る申請の期間は、原則として、当該M I C Eの開催初日の1年前から6週間前までです。ただし、当該M I C Eの開催初日が未決定の場合は、当該M I C Eの開催月の朔日をもって、当該M I C Eの開催初日と見做します。

## 6 予約・購入可能期間

### (1) 往路（札幌着）

搭乗日の2ヶ月前の同一日から、開催期間の最終日まで。

### (2) 復路（札幌発）

搭乗日の2ヶ月前の同一日から、開催期間の最終日の14日後まで。

## 7 利用コードを利用して搭乗できる期間

### (1) 往路（札幌着）

当該MICEの開催初日の30日前から、開催期間の最終日まで。

### (2) 復路（札幌発）

当該MICEの開催初日の30日前から、開催期間の最終日の14日後まで。

※ 第3項第2号に規定する者（当該MICEに関連して、主催者、運営者その他主催者が特に認める者で、開催又は開催地検討のための事前の視察、打ち合わせ等で札幌を訪れる者）は、往路（札幌着）にあつては、利用コードの発行を受けた日から開催期間の最終日まで、復路（札幌発）にあつては、利用コードの発行を受けた日から開催期間の最終日の14日後までの間で、利用コードを利用して搭乗できます。

※ 当該MICEの開催初日が未決定の場合は、当該MICEの開催月の朔日をもって、当該MICEの開催初日と見做し、当該見做した日から算出した最終日をもって当該MICEの開催期間の最終日と見做します。

## 8 MICEの開催期間が変更になった場合等の届け

申請者は、次の各号に掲げる事項が生じた場合は、速やかにコンベンションビューローに連絡し、右に掲げる変更又は取消しの手続きを行ってください。

(1) MICEの開催期間が変更になった場合 利用コードを利用して搭乗できる期間の変更

(2) MICEの開催が中止となった場合 利用コードの取消し

(3) 未決定だったMICEの開催期間を決定した場合 利用コードを利用して搭乗できる期間の変更

## 9 申請者から利用者へ周知する事項

申請者は、利用者に対し利用コードを通知する際は、下記事項について必ず周知してください。

(1) 利用コードを利用して搭乗できる期間

(2) 予約・購入の方法

### (3) 搭乗の際の注意点

ア 搭乗の際は、空港のAIRDOカウンターにて、利用コードを係員に示したうえで、指示に従って搭乗手続きを行うこと。

イ MICE割引運賃で利用する場合、自動チェックイン機での搭乗手続きができないこと。

ウ 空港のAIRDOカウンターで、利用コードが確認できない場合、MICE割引運賃を適用できないこと。

エ 搭乗手続きの際には、利用コードを忘れたり、間違えたりすることのないよう十分に注意すること。

## 10 注意事項

(1) 当該利用コードを、第3項に定める適用対象者以外に漏洩してはいけません。

(2) MICEの開催又は開催地検討に係る事前視察、打ち合わせ等のためにMICE割引運賃を利用して搭乗できる者は、MICEの主催者、運営者その他主催者が特に認める者に限られます。

(3) MICE割引運賃の適用申請又は利用に関して、不正な行為があった場合、申請者に発行している当該MICEの利用コードを取り消します。

(4) 不正な行為が、重大かつ悪質と認められる場合、当該申請者からの以後の利用申請を受け付けない場合があります。

(5) MICE割引運賃の適用申請又は利用に関する不正な行為により、第三者等に損害が発生した場合、MICE割引運賃の主催者、運営者又は利用者に対し当該損害の賠償請求等の措置をとる場合があります。

## 11 その他

運賃の詳細、空席照会、予約の変更、払い戻し等については、株式会社AIRDOの公式ウェブサイト、予約・案内センターにてご確認ください。

### 【お問合せ先】

AIRDO公式ウェブサイト

[www.airdo.jp](http://www.airdo.jp)

予約・案内センター（6：30－22：00）

0120-057-333（フリーダイヤル）

03-6741-1122（携帯電話からの場合）

011-707-1122（携帯電話からの場合）